

### 小規模特養 1日当たりの基本報酬単位の比較

		2015年度 改定	2018年度 改定	増減(率)	通常規模特養 1日当たりの 基本報酬単位の 2018年度改定
従来型個室	要介護1	700	659	▲41 (5.9%)	557
	要介護2	763	724	▲39 (5.1%)	625
	要介護3	830	794	▲36 (4.3%)	695
	要介護4	893	859	▲34 (3.8%)	763
	要介護5	955	923	▲32 (3.4%)	829
ユニット型個室	要介護1	766	730	▲36 (4.7%)	636
	要介護2	829	795	▲34 (4.1%)	703
	要介護3	897	866	▲31 (3.5%)	776
	要介護4	960	931	▲29 (3.0%)	843
	要介護5	1022	995	▲27 (2.6%)	910

※ 2018年度以降新設の小規模特養は通常規模特養と同様の報酬

## ■ 懸命な経営努力

愛媛県砥部町の小規模特養「ひろた」(社会福祉法人広寿会)は01年に開設した。現在は短期入所(定員6人)、通所介護2カ所、居宅介護支援のサービスを提供している。

「ひろた」のある旧広田村地域は人口679人、高齢化率53.6%(19年4月現在)。独居の高齢者が多く、特養の入所待機者も50人以上いる。地域の要介護高齢者の生活を支える、なくてはならない施設だ。

小規模ゆえに開設当初からコスト管理の徹底、高い稼働率の維持(平均98.2%)に取り組んできた。それに加え、18年度の報酬減対策として、19年10月から定員4人だった短期入所を2人分増やした。2人分なら職員を増やす必要がなく、増収が見込めるためだ。さらに、給与規定の改定、仕入れ業者の見直しなどもしてきた。従来型個室の「ひろた」は、要介護4で計算(1単位10円)すると、年間372万円程度の減収となる。西日本豪雨の災害対策として定員超過で利用者1人を受け入れたので、

すぐに大きな影響はないが、西岡真由美・施設長は「介護職員を1人を雇えるぐらいの金額。これが続くととなると厳しい」と話す。

## ■ まとめ

さらに小規模特養の経営に追い打ちをかけるのが、基本報酬を通常規模特養と統合する方針が示されていることだ。そうなれば基本報酬は大幅に下がる。

もともと小規模特養の基本報酬が高いのは、大規模特養の設置が難しい特殊な事情を考慮したから。厚生労働省で今春始まる21年度介護報酬改定の議論では、報酬減ありきではなく、まずはそれぞれの特殊な事情が解消されたのか検証すべきだろう。

### ～介護ビジネス研究会のご案内～

医療・介護・障がい福祉の経営者(幹部)のための隔月勉強会です。特別セミナーと勉強会を基本とする経営塾です。経営者様が抱える問題・疑問及び、他社はどのようにして解決しているのかを共有することで、自社のみならず、スタッフ・利用者・家族、地域にとっても有益な情報をご提供して参ります。次回の開催は6月30日「小濱道博先生による特別セミナー」です。開催が近づきましたらDMでお知らせいたします。是非ご参加ください。

ホームページでも随時

介護ビジネス研究会



情報を更新しております。

## 岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当: 苅谷

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301

FAX: 0575-24-5733

<http://www.koreisyajutaku.jp>

[mail:kariya@nodakensetsu.co.jp](mailto:kariya@nodakensetsu.co.jp)

お問合せは  
コチラまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内  
不要